

度会町指定給水装置工事事業者申請に関する書類

R4. 9月～個人において、住民票の提出は不要となりました。（役場内システムで確認可能となったため）

1 新規申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者申請書（様式第1号）
 - ② 機械器具調書（別表）【機械器具の写真を添付してください】
 - ③ 誓約書（様式第2号）
 - ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号）
 - ⑤ 上記以外に添付するもの
- (1) 給水装置工事主任技術者免状（写）1部
 - (2) 申請者が法人の場合———登記事項証明書（原本）、定款（写）各1部

◎ 記載例をご参照ください。

※ 指定に際し、手数料 14,000 円が必要です。

2 変更に必要な書類

(1) 給水装置工事主任技術者に変更が生じたとき

〈欠けるに至った場合 14 日以内、選任・解任の場合遅滞なく〉

- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号）
* 添付書類 …………… 給水装置工事主任技術者免状（写）

注意）

指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1 の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1 の主任技術者が当該 2 以上の事業所の主任技術者となっても、その職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

(2) 指定事項に変更が生じたとき 〈変更のあった日から 30 日以内〉

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式 10 号）
* 添付書類

- ① 事業所の名称及び所在地の変更
 - ・ 法人…… 登記事項証明書（原本）及び定款（写）
- ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
 - ・ 法人…… 定款及び登記事項証明書
- ③ 法人にあっては、役員の名の変更
 - 登記事項証明書及び誓約書（様式第2号）

(3) 指定給水装置工事事業者を廃止・休止・再開の場合

〈廃止・休止の日から 30 日以内、再開の日から 10 日以内〉

- 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開・届出書（様式第 11 号）
* 指定工事業者証を町長に返納してください。

3 更新に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者申請書（様式第1号）
- ② 機械器具調書（別表）【機械器具の写真を添付してください】
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 上記以外に添付するもの
 - (1) 給水装置工事主任技術者免状（写）1部
 - (2) 申請者が法人の場合 …………… 登記事項証明書（原本）、定款（写）各1部

・ 度会町が確認する項目（給水装置工事の指定制度等の適正な運用について）

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎記載例をご参照ください。

※ 更新に際し、手数料 7,000 円が必要です。